

令和7年度 ふるさといいじま活性化推進業務委託プロポーザル審査要領

1 目的

「令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務」を実施するにあたり、本業務に最も適した提案者を特定するため、プロポーザル審査について、本要領を定める。

2 審査会の設置

「令和7年度ふるさといいじま活性化推進業務委託プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

3 審査会の構成

委員は次に掲げる者とし、会長は企画政策課長があたる。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、企画政策課財政係長がその職務を代理する。

	役職	職名		役職	職名
1	会 長	企画政策課長	5	委 員	産業振興課 営農担当係長
2	委 員	企画政策課 財政係長	6	委 員	産業振興課 商工観光係長
3	委 員	住民税務課 環境共生 エネルギー係長	7	委 員	産業振興課 観光担当係長
4	委 員	産業振興課 農政係長			

4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 審査基準 下表のとおり

		評価項目	配点
1	業務遂行能力	業務執行体制	10
2		業務の実績	10
3		見積書	10
4		地域特性の理解度	5
5	提案内容	ふるさと納税事業への理解度	10
6		返礼品商品画像の洗練及び改善業務	10
7		返礼品選択意欲喚起におけるSKU化業務	5
8		寄付者レビュー対応戦略	5
9		新規返礼品造成業務	10
10		アクセス数向上施策	10
11		返礼品提供事業者への提案	10
12		その他、提案事項	5
合計			100

(3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。

(4) 提案者の特定 「審査会評価点」の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最適仕様の提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。